

申立人 殿

求釈明

30年11月20日
東京都労働委員会

申立人においては、次の点に留意しつつ、主張・立証を補充してください。

- 全国大会への取材出張（申立人補充書6頁）がなくなったこと自体が問題なのか、それとも、取材出張をなくした理由について水内課長代理から直接説明がないことが問題であるのか

以上

被申立人 殿

求釈明

30年11月20日
東京都労働委員会

被申立人においては、次の点に留意しつつ、主張・立証を補充してください。

- 松浦主任の担当業務（乙1）について、その業務内容の詳細と業務フロー
- 水内課長代理の担当業務（乙1）のうち、編集・出版担当に関する業務内容の詳細と業務フロー
- 不当労働行為救済申立書（補充書）記載の街宣活動に対する認否・反論

以上